

平成30年塩尻市議会12月定例会

総務生活委員会会議録

○日 時 平成30年12月20日(木) 午前10時23分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第11号 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○出席委員

委員長	牧野	直樹	君	副委員長	小澤	彰一	君
委員	中村	努	君	委員	古畑	秀夫	君
委員	西條	富雄	君	委員	村田	茂之	君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○議会事務局職員

事務局長	竹村	伸一	君	事務局次長	横山	文明	君
------	----	----	---	-------	----	----	---

午前10時23分 開会

○委員長 おそろいですので、総務生活委員会を開会をいたします。委員は、全員出席しております。

市側から挨拶があればお願いをいたします。

理事者挨拶

○副市長 委員会を開催をいただきまして、大変ありがとうございます。一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を上程してございますので、よろしく御審査をいただけますようお願い申し上げます。

○委員長 ただいまから議案の審査を行います。

議案第11号 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第11号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について議題といたします。説明を求めます。

○人事課長 それでは、議案11号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をお願いい

たします。この条例は、一般職の職員の給与に関する条例、塩尻市特別職の職員の給与に関する条例、それと、塩尻市議会の議員の議員報酬等に関する条例の3本の条例を改正するものでございます。

まず、提案理由でございます。8月10日に人事院勧告があったわけでございますが、この人事院勧告に基づきます国家公務員の給与改定に準じまして、一般職の職員の給与改定、そして、常勤の特別職の職員及び議会の議員の期末手当の支給割合の改訂を行うことが一つでございます。そして、などございますが、これは人事院勧告に基づかない市独自の改正でございますが、給食費のいわゆる天引きの改正をお願いしたいというものでございまして、6条立てでございますけれども、必要な改正をお願いするものでございます。

それでは、改正の概要に入る前に、今回の人事院勧告の概要について若干御説明をさせていただきたいと思っております。今回の人事院勧告でございますが、民間企業との格差0.16%だそうでございますが、これを埋めるために俸給表の水準を引き上げるといことで、平均改定率が0.2%ということでございます。いわゆるボーナスについては、0.05月分を引き上げて、勤勉手当に配分するという点が1つ、もう一つ、普通宿日直手当を200円引き上げるといような内容が主なものでございます。

それでは、2の概要のほうに入りますけれども、まず、(1)でございます。一般職の職員の各給料表の給料月額を引き上げるものでございまして、具体的には、初任給を1,500円引き上げる、また、若年層を1,000円程度引き上げる、その他を平均400円引き上げるということございまして、平均の改定率は0.2%でございます。このことにつきましては、議案の1ページから4ページに掲載の別表1、また、4ページから12ページまでの別表2のとおり、俸給表の水準を引き上げるというものでございます。

次に、(2)でございます。こちらは宿日直手当の関係でございますが、職員が宿直とか日直を行ったときに支給いたします支給額を200円引き上げまして、4,400円とするものでございます。

次に、(3)でございます。こちらは期末手当と勤勉手当の関係になりますけれども、支給割合を引き上げるという内容でございます。まず、アでございます。アは一般職の職員の関係でございますが、一般職につきましては、期末手当、勤勉手当を合わせた年間の支給割合を100分の440から100分の5引き上げまして、100分の445といたしまして、引き上げ分を12月の支給の勤勉手当に配分するというものでございます。また、平成31年度以降につきましては、この支給割合を支給月で均等にしてまいるとい内容でございます。

次に、イでございますが、イは再任用職員の関係でございます。再任用職員につきましては、期末手当、勤勉手当を合わせました年間の支給割合を100分の230から100分の5引き上げまして、100分の235とするものでございまして、やはり引き上げ分を12月支給の勤勉手当に配分するという内容でございます。そして、平成31年度以降につきましては、支給割合を支給月で均等としていくという内容でございます。

次に、ウでございますが、こちらは常勤の特別職の職員及び議会の議員の皆様でございますが、こちらにつきましては、期末手当の年間の支給割合を100分の330から100分の5引き上げまして、100分の335といたしまして、平成31年度以降につきましては、支給割合を支給月で均等とする内容でございます。

ちょっと言葉だけではわかりにくいものがございまして、議案関係資料の2ページに参考の支給割合の比較表がございまして、こちらの一番上の一般職の職員、部長以外の職員でございますが、ここを例にとりますと、現行の支給割合は期末手当、勤勉手当ともに、そういった割合で100分の440でございますが、今回100分の5引き上げるといことでございまして、平成30年度の支給割合の勤勉手当の12月を100分の95とし

ていくという内容でございます。そして、一番右の欄でございますが、平成31年度以降につきましては、そのように支給月に均等に配分してまいるという内容でございます。

それでは、議案関係資料の1ページに戻っていただきまして、(4)の内容でございます。(4)につきましては、人勤以外の内容でございますが、保育所に関する職員の給食費につきまして、毎月の給与から差し引くことができる、いわゆる天引きでございますが、天引きすることができるようにする内容でございます。新旧対照表につきましては後ほど御説明いたしますが、この条例につきましては、公布の日から施行いたしまして、給料表の改訂、宿日直の改訂、また、勤勉手当の100分の5引き上げにつきまして、平成30年4月1日から適用するという内容でございます。また、平成31年度以降の期末手当、勤勉手当の支給割合の均等化と給食費の関係につきましては、平成31年4月1日から施行をお願いするという内容でございます。

それでは、新旧対照表のほうをお願いいたします。4ページでございます。それでは、まず第1条関係でございます。第25条は宿日直手当の関係でございますが、宿日直手当の支給額を引き上げるものでございまして、25条第2項の2号、こちらに従来4,200円でございますが、これを4,400円と200円引き上げる内容でございます。これは具体的には、本庁舎の宿日直の関係でございますが、現在嘱託員にやっていたいておるんですが、嘱託員が都合の悪いというようなときに正規の職員が宿日直を交代して勤務しているケースがございますので、そういった関係の宿日直手当でございます。

次に、第31条の改正につきましては、勤勉手当の額の関係でございます。5ページにかけましてございますが、勤勉手当の額につきまして100分の5引き上げる率を12月支給で調整して支給するという改正内容でございます。第1号につきましては、再任用職員以外の職員でございます。現行6月、12月とも100分の90を、12月については100分の95に改正するという内容でございます。括弧内は特定幹部職員、これは部長級の職員でございますが、特定幹部職員につきましては、現行6月、12月とも100分の110でございますが、改正案では、12月について100分の115に改めるものでございます。

次、第2号でございます。第2号は再任用職員の関係でございます。現行6月、12月とも100分の42.5でございますが、これを12月については100分の47.5に改めるというもの、また、括弧内特定幹部職員でございますが、これも6月、12月とも現行100分52.5を、改正案は、12月について100分の57.5に改めるものでございます。

次に、5ページ下段にございます第31条の2の改正でございます。31条の2は、期末手当の支給の関係でございます。この31条の2の規定につきましては、期末手当の支給につきまして、支給制限だとか支給の一時差しとめ、そういったものがあるわけでございますが、この規定を勤勉手当の支給についても準用するという規定でございます。改正案のほうの下線を引いた部分につきましては、読みかえる項と号を特定する改正となっております。

次に、6ページをお願いいたします。こちらは第2条関係になります。まず、第3条の改正でございますが、第3条は、給与の支給について規定をしている内容でございますが、この3条の第2項、ここに、支払います給与からあらかじめ差し引く、天引きすることができる内容を規定しているものでございます。例えば、職員共済組合の組合費だとか、団体扱いにかかります生命保険料など、こういったものを天引きすることができるという規定でございますが、この天引きすることができる費用の一つに保育園に勤務いたします保育士だとかこども課

の栄養士、あるいはフリー保育士といった保育園に関係する職員の給食費を加えたいという内容でございます。これを行うことによりまして、園の事務の軽減だとか、現金を取り扱うということで危機管理上のこともありますので、そういったことが解消されるという内容でございます。

次に、第28条でございます。こちらは、期末手当の額の規定でございます。これにつきましては、期末手当の額につきまして、6月と12月に異なった支給割合を同率にしていましてという内容でございます。期末手当については一般職の職員100分の130、特定幹部職員につきましては100分の110という内容でございます。また、第2項につきましては、同じ期末手当の関係で、再任用の職員の関係でございまして、第1項で再任用以外の一般職の支給率を再任用の支給率に読みかえる改正でございまして、一般職の100分の130というものを、再任用では100分の72.5、一般職の特定幹部職員の100分の110、これを再任用の特定幹部職員においては、100分の62.5というように改めるものでございます。

次の7ページをお願いいたします。第31条でございます。こちらは勤勉手当の額を規定しているものでございますが、まず、第1号でございます。31条第1号、再任用以外の一般職の勤勉手当の支給割合につきまして、6月と12月の異なった支給割合を同率にしていましてというものでございます。一般職の職員は100分の92.5、特定幹部職員につきましては100分の112.5でございます。

その下、第2号につきましては、今度は再任用の職員の勤勉手当の支給割合につきまして、やはり6月と12月の支給割合を同率にしていましてというものでございまして、再任用の職員は100分の45、特定幹部職員につきましては100分の55とするものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。第3条関係でございます。こちらは特別職の職員の給与につきまして、期末手当の12月の支給割合を改めるものでございまして、現行100分の172.5を100分の5引き上げまして、100分の177.5に改めるものでございます。こちら公布の日から施行いたしまして、平成30年4月1日から適用するものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。こちら第4条関係でございますが、特別職の職員の給与に関する条例の改正でございますが、こちらは平成31年度以降の支給割合を同率にしていましてという内容でございます。6月、12月とも100分の167.5とするものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。第5条関係でございまして、塩尻市議会の議員の議員報酬等に関する条例でございます。こちらにつきましては、期末手当の支給割合を改正するものでございまして、現行100分の172.5を100分の5引き上げまして、100分の177.5に改めるものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。第6条関係で、議会の議員の議員報酬等に関する条例の関係でございますが、こちら平成31年度以降の支給割合を改めるものでございまして、6月、12月とも100分の167.5とするものでございます。説明は以上でございます。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○中村努委員 給食費の関係ですけれど、これ小中学校の教員は別個払っているということですか。

○人事課長 小中学校につきましては、県の職員でございまして、別でございまして、こちらは保育園の関係でやっておりますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長 ほかにありませんか。

○西條富雄委員 人事院勧告ですと0.16%の差とあるんですが、塩尻市が0.2%にしたのは理由はどういう理由でしょうか。教えてください。

○人事課長 民間との差が0.16%ということですが、国家公務員に対します人事院勧告は0.2%で勧告してございますので、それに準じさせていただいたという内容でございます。

○委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、採決を行います。議案第11号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第11号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、審査を終了いたします。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案分については、委員長に一任願いたいですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

理事者から挨拶があればお願いをいたします。

理事者挨拶

○副市長 提案をいたしました議案につきましてお認めをいただきまして、ありがとうございました。

○委員長 以上で、総務生活委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前10時41分 閉会

平成30年12月20日（木）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務生活委員会委員長 牧野 直樹 印